令和7年度

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員(パートタイム)募集のお知らせ

福井県食品加工研究所

〒910-0343 坂井市丸岡町坪ノ内1-1-1 TEL 0776-61-3539

FAX 0776-61-7034

受 付 期 間 令和7年10月15日(水)まで(郵送または持参)(必着)

面接試験日 受験者に別途連絡します 採用予定日 令和7年12月1日(月)

1. 募集概要

採用予定日	用 予 定 日	
任用期間	中間 令和7年12月1日~令和8年3月31日 (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新されることがあります。)	
職種	種 会計年度任用職員 (パートタイム)	
勤 務 所 属	務 所 属 福井県食品加工研究所(坂井市丸岡町坪ノ内1-1-1)	
業務内容	試験補助業務・事務補助業務 (試験・研究・調査補助、来客・電話対応、データ入力、物品管理など) ※2階での勤務あり(エレベーターあり)	
採用予定数	1名	

2. 受験資格

〇共通事項

- ・次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方(受験申込日および受験日当日において 有効であることが必要です。)
- (1) 身体障害者手帳
- (2) 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書*(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

※診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。

- (3) 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
- (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (5) 精神障害者保健福祉手帳

- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

〇その他

・基本的なパソコンスキルのある方 (メール、ワード、エクセル等)

3. 試験の方法

・受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4. 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 受験者に別途連絡します。
- (2) 試験会場 福井県食品加工研究所(坂井市丸岡町坪ノ内1-1-1)

5. 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続きについてご 案内します。

6. 受験手続

(1) 申込方法

次の①~③の手続きをお願いします(すべての手続きが必要です)。

- ①ハローワークで紹介状を発行してもらってください。
- ②障がいを有することを証明する手帳等の写しをご準備ください。
- ③「障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員(パートタイム)採用試験申込書」に必要な事項を記入の上、①および②の書類を添付し、下記申込先へ提出(持参または郵送)してください。

【受験申込先】

〒910-0343 坂井市丸岡町坪ノ内 1-1-1 福井県食品加工研究所

- ④申込書の入手方法
 - 福井県ホームページからダウンロードする
 - ・福井県食品加工研究所で受け取る(紙に印刷した申込書をお渡しします。必ず事前連絡の 上、お越しください)
- (2) 受付期間 令和7年10月1日(水)~ 令和7年10月15日(水)〈必着〉 ※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、土、日、祝日は除く。)

(3) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、 10月15日(水)までに到着したものに限り受け付けます。

7. 勤務条件

- (1) 勤務日、勤務時間、報酬
 - 勤務日 月12~13日勤務

※毎月、所属が指定する日。(原則、土、日、祝日を除く平日)

※土、日、祝日にも勤務する場合があります。

※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)

・勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで ※休憩時間は正午から午後1時です。 ※所定労働時間を超える労働はありません。

- ·報 酬 日額8,500円
- (2) 期末勤勉手当(ボーナス)
 - ・なし(任期が6か月以上の場合に支給)

(3) 休暇

・年次有給休暇:なし(任期が6か月以上の場合に付与)

※勤務日数等に応じて付与日数が変わります。

・特別休暇:忌引休暇(有給)など

(4) 留意事項

- ・通勤手当を別途支給します(片道2km以上)。
- ・原則、地方公務員共済組合に加入(短期給付・福祉事業のみ適用)するとともに、厚生年金 保険、雇用保険の適用があります。
- ・公務災害補償(または労働者災害補償保険)を適用します。
- ・地方公務員上の服務規程等が適用されます(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)。
- ・報酬等については、給与改定等により変更となる場合があります。
- ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8. 試験結果の開示

・この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に 合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日から 1ヶ月	福井県食品加工研究所 (坂井市丸岡町坪ノ内1-1-1)

・開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15 分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接、開示場所へお越しください。 ただし、原則、土曜日、日曜日および祝休日は受付しておりません。 ※担当者不在の場合、対応できない可能性がありますので、必ず事前にご連絡ください。 <必要書類(いずれか)>

①運転免許証 ②日本国旅券 (パスポート) ③各種健康保険の被保険者証

④各種年金手帳等 ⑤マイナンバーカード

9. その他

- ・受験票は発行しません。
- ・受験において何らかの配慮(補装具等の持込使用等)を希望される方は、申込書の「受験に当たっての要望事項」欄にその内容を記入してください。ただし、内容によっては、配慮できない場合があります。
- ・就労支援機関職員の面接への同席は可能です。
- ・その他ご不明な点がありましたら、食品加工研究所(TEL 0 7 7 6 6 1 3 5 3 9)までお問い合わせください。